■協会けんぽ人間ドック健診実施機関認定 要件確認書 (適切な健保連人間ドック健診の望まれる要件)

回答方法:

色の部分を確認いたただき、是正がある場合は内容ご記入ください。

担当者連絡先			
提出	提出いただいた申請書類に記載された内容等について問い合わせをする際の担当者名と連絡先を記入してください。		
施設名		担当者名	
連絡先	電話:	E-mail:	

I.前提条件

確認事項	特記事項
協会けんぽの生活習慣病予防健診実施機関である。(令和8年度予定も含む)	⇒要件に満たさない場合、申請できません。
【特記事項】 実施機関でない場合は、協会けんぽ各都道府県支部へお問い合わせください。	

確認事項	特記事項
協会けんぽの特定保健指導実施機関である。(令和8年度予定も含む)	⇒要件に満たさない場合、申請できません。

【特記事項】

実施機関でない場合は、協会けんぽ各都道府県支部へお問い合わせください。

Ⅱ.協会けんぽ公募基準

1 検査項目について

1.快直項目に JN C		
確認事項	未実施の場合、是正項目(具体的内容と期間)を記入	
健団協の提示する基本検査項目を適切に実施すること。(令和8年度予定も含む) 医師による診察(胸部聴診、頸部・腹部触診など)を漏れなく行うこと。		
当会の定める <mark>基本検査項目の実施</mark> が条件となります。		

2.1	検査の精度管理につい	
	確認。	未実施の場合、是正項目(具体的内容と期間)を記入
1	臨床検査部門	
	a.人員:熟練した *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	
	b.設備:基本検査項目で おお屋・様 をも - 1	
	c.手順(マニュアル):点検・トラブル対応も含むと。	
	d.内部精度管理と外部精度管理サーベイのシェ l. (*1)	
	e.具体的な改善と精度保障のしくみを有すること。(*2)	
(2) i	画像診断部門	
	a.人員:熟練した要員を有すること。	
	b.設備:基本検査項目を十分実施し得る部屋・機器を有すること。	
	c.手順(マニュアル):点検・トラブル対応も含むこと。	
	d.具体的な改善と精度保障のしくみを有すること。(*2)	

3.読影・判定について

要件	未実施の場合、是正項目(具体的内容と期間)を記入
①X 線画像の読影・判定	
a.専門的知識を有する医師が読影・判定を行うこと。	
b.医師のダブルチェック体制があること。	
②腹部超音波検査の読影・判定	
a.専門的知識を有する医師が読影・判定を行うこと。	
③心電図の判定	
a.専門的知識を有する医師が判定を行うこと。	
④眼底写真の判定	
眼科医または専門的知識を有する医師が判定を行うこと。	
⑤マンモグラフィ検査・乳腺超音波検査の読影・判定	
専門的知識を有する医師が読影・判定を行うこと。	
マンモグラフィ検査は医師のダブルチェック体制があること。	
⑥病理細胞診は専門医とスクリーナーの有資格者が実施すること。(*3)	
⑦施設内で判定基準が明確であること。	
⑧読影の記録を残すこと。健診時や読影・判定時に過去の結果が参照できること	

※①~⑤の「専門的知識を有する医師」とは各科専門医を含む。

4.結果説明について

要件	未実施の場合、是正項目(具体的内容と期間)を記入
原則健診当日に、医師による結果説明を実施すること。	

5.保健指導について

3.1次には行っていて				
要件	未実施の場合、是正項目(具体的内容と期間)を記入			
人間ドック健診結果に基づき保健指導を実施する体制があること。				
※ここで言う保健指導は、特定保健指導に限らず、人間ドック健診受診者に対する生活習慣改善や健康増進のための指導、受診勧奨などを指す。				
※保健指導の実施者は医療職とし、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」に 準ずること。(*4)				
今回の公募条件のひとつとして <u>特定保健指導の当日実施を必須</u> としています。				

6.健診後のフォローアップについて

6.健診後のフォローアップについて			
要件	未実施の場合、是正項目(具体的内容と期間)を記入		
①健診後のフォローアップの仕組み			
a.原則として、以下の手順に関するマニュアルが整備されていること。			
・健診後の問い合わせへの対応			
・フォローアップのための適切なアドバイスの実施			
・フォローアップの記録を残すこと など			
b.他医療機関との連携を行う医療連携室(またはそれに該当する仕組み) があること			
②主に悪性疾患に関する検査におけるフォローアップ			
a.要精検者に対する受け入れ体制(または他医療機関への紹介体制)があること。			
b.原則として、「精検・」 と「精検受診率」を把握できること。(*5)			

7.結果表・結果の管理 こついて

Air Air	未実施の場合、是正項目(具体的内容と期間)を記入
①管理に必要な人 全確保していること	
②管理に必要な* を整備し、安全をデ してい と。	
③管理の業務手順がり」」。	
④管理業務を改善する仕組みがあること。	
⑤健診結果は最低 5 年保管すること。	
⑥健診結果を経年比較できるシステム(仕組み)があること。	
⑦電子化への対応を図っていること。(*6)	

8.スタッフについて

<u>0./</u>		
	要件	未実施の よ、是正項目(具体的内容と期間)を記入
1	医師	
	常勤を含む適切な人数が従事すること。	
	健診を管理する責任医師が明確であること。	
	人間ドックの経験と知識を有する医師が従事していることが望ましい。	
②臨床検査技師·診療放射線技師		
	適切な人数が従事すること。	
	超音波検査士などの資格認定を取得していることが望ましい。	
③保健師・看護師(准看護師)・管理栄養士		
	適切な人数が従事すること。	
④事務職員		
	適切な人数が従事すること。	
56	建診に関する教育体制があること。	

[※]①~④の「適切な人数」とは、施設の規模や機能に見合った人材が確保されていることを求める。

9. 個人情報管理について

要件	未実施の場合、是正項目(具体的内容と期間)を記入
①個人情報の保護に関する法令・ガイドラインが遵守されていること。	
②「個人情報保護方針」「個人情報の取り扱い規定」が作成されていること。	
③「情報システム管理マニュアル」があること。	
④データ、健診カルテ等の保管場所のアクセス管理(施錠・パスワード等)を行っていること。	
⑤廃棄を適切に行っていること。	

10. 安全管理について

10. XIII ZEE 2000		
要件	未実施の場合、是正項目(具体的内容と期間)を記入	
①安全確保のための方針・手が明確であること。		
②医療事故発生時の対応手 を明文化。 同知していること。		
③感染防止対策のマニュー を整備し、隔離 去を確立するなど活用していること。		
④停電時の対応体制な)防災マニュアルか ること。		
11		

要fr		未実施の場合、是正項目(具体的内容と期間)を記入
診療と健診のスペースが区別されるよう、空間・時間的な配	P工夫をしてい _とが! ましい。	

- *1 外部精度管理は、年間に複数回のサーベイを複数機関から定期的に受けることが望ま
- 果を確認 るなと
- *2 精度管理委員会などを設置して是正方法を検討し、年間複数回の定期的サーベイの 果を確*3 専門医とは、日本病理学会認定病理専門医を指す。病理細胞診を外注している場合に 委託先 ノ専門医であることを示す書* 取り寄せて確認し ていること。
- *4 国が定める特定保健指導実施者
- ①初回面接、行動目標・支援計画の作成、保健指導の評価の実施者:医師、保健師、管理栄養士、一定の保健指導の実務経験のある看護師 ②上記①以外の特定保健指導の実施者

(継続支援等):医師、保健師、管理栄養士、その他栄養指 導又は運動指導に関する専門的 知識及び技 術を有する者(例: 👣 運動指導士、THP指針に 基づく運動

指導・産業栄養指導・産業保健指導の担当者、など)

*5 参考

厚生労働省が示す精検指示率(要精検率)の許容値

胃がん:11.0%以下 肺がん:3.0%以下 大腸がん:7.0%以下 乳がん:11.0%以下(参考値) 子宮がん:1.4%以下